

前橋市スポーツ用具貸出し要項

1 目的

前橋市のスポーツの普及に寄与するためスポーツ用具を貸出すものである。

2 対象者

対象者は、前橋市在住・在勤の方、前橋市スポーツ協会加盟団体等とする。ただし、営利目的での利用や第三者への転貸は禁止とする。

3 貸出し用具

別紙1「貸出し用具一覧」のとおり

4 貸出し場所

用具の貸出し及び返却の場所は、前橋市民体育館とする。

5 貸出し期間

貸出し日および返却日を含めて最長7日間とする。ただし、貸出し及び返却については、休館日を除く9時～20時までとする。

6 使用料

使用料は無料とする。

7 貸出し方法

- (1) 利用する期間、用具、数量を事前に確認の上、前橋市民体育館（Tel027-265-0900）に電話で仮予約を行う。
- (2) 仮予約後、別紙2「スポーツ用具借用申請書」に必要事項を記入し前橋市民体育館に提出する。
- (3) 前橋市民体育館にて職員が記入事項を確認・許可印を押印後、用具の貸出しを行う。この際、職員は申請書の控えのコピーをとり、貸出し台帳に記入すること。
- (4) 利用後、返却日までに必ず返却すること。やむを得ず返却が遅れる場合には必ずその旨連絡すること。

8 用具の使用

- (1) 用具の引渡し後に発生したトラブルや損害等について、貸出し人は一切責任を負わない。
- (2) 用具を破損・紛失した場合は、前橋市民体育館に速やかに報告すること。また、修理費用や同等品の購入にかかる費用は借受人が負担することとする。

9 附則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。

スポーツ用具借用の流れ

- 1 利用する期間、用具、数量を事前に確認の上、前橋市民体育館（TEL027-265-0900）に電話で仮予約を行う。
- 2 仮予約後「スポーツ用具借用申請書」に必要事項を記入し、前橋市民体育館に提出する。
- 3 前橋市民体育館にて職員が記入事項を確認・許可印を押印後、用具の貸出しを行う。この際、職員は申請書の控えのコピーをとること。
注）貸出し時は職員と数量等を必ず確認すること。
- 4 利用後、返却日までに必ず返却すること。やむを得ず返却が遅れる場合には必ずその旨連絡すること。
注）貸出し時同様、返却時も職員と数量等を必ず確認すること。

※ 用具の引渡し後に発生したトラブルや損害等について、貸出し人は一切責任を負いません。

※ 用具を破損・紛失した場合は、前橋市民体育館に速やかに報告してください。また、修理費用や同等品の購入にかかる費用を負担していただきます。

●前橋市民体育館

住所 前橋市上佐鳥町460-7

電話 027-265-0900

Fax 027-265-0027